

第 55 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 8 月 2 日（水） 13：00～16：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官

各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 22：社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し（内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省）>

【予防接種事務について身体障害者手帳関係情報等を追加】

（高橋部会長）生活保護関係情報の追加については、検討のスケジュールはどのようにお考えか。

（厚生労働省）年末までに地方分権に関する対応方針をまとめると思うので、そのスケジュールに即した形の検討は進めていきたいと考えている。

（高橋部会長）次に予防接種に係る障害者関係情報の追加について、これは地方公共団体の要望が非常に強いところ。これについても積極的な検討をお願いしたい。説明を聞いたところ、少し微妙なニュアンスを感じたのだが、生活保護関係情報と同じような形で検討いただけるのか。

（厚生労働省）身体障害者手帳に関する情報そのものについては情報連携の対象になっており、それを前提として検討していくということではあるが、実務上、必ずしも手帳を持っている方だけが予防接種の対象になるわけではないため、そのあたりの実務がどうなっているのか、確認が必要かと思っているということである。手帳がなくても、心臓等に機能障害があるような方について、例えば診断書等でも予防接種の対象になるという場合もあるため、そのあたりを少し見ていく必要があると思っている。

（高橋部会長）それはこの話とは別に検討することとして、基本的には身体障害者手帳に関する情報を、情報連携を利用して手早く入手したいという話なのではないかと思う。身体障害者手帳に関する情報以外にも情報が必要というのは、本提案について情報連携をしない理由にはならないと思うが、そこはいかがか。

（厚生労働省）後ろ向きのように聞こえたかもしれないが、そういうつもりではなくて、少なくとも、先ほどの生活保護関係情報については各地方公共団体で実際に用いているというところであり、それを前提で考えていくということであるが、事務上の運用なども見ていく必要があるということを少し留保したいというだけで、いずれにしても検討のスケジュールとしては、年末までのスケジュールの中で、どこまでできるかというあたりも含めて検討していきたいということだと思っている。

【社会保障等給付事務について療育手帳関係情報等を追加】

（高橋部会長）医療保険については、予防接種の事務と同じような形で検討いただく形ということで理解して良いか。

（厚生労働省）先ほど申し上げたとおり、年末までのスケジュールに向けて、作業を進めていきたいと考えている。

（高橋部会長）障害年金については、対象となる人数が少ないことやシステムによりデータ管理をしていないとの話があったが、これらはかなりネックであると評価しているのか。

（厚生労働省）システムを所管しているのが他部局となるため、当方で最終的な判断はできないが、それぞれ、船員保険は既に制度としては存在しない制度であり、また、国家公務員の災害補償についても対象となる人数

が非常に少ないということで、対象人員が極めて少ない中で、連携のためにシステムを組むような形となってしまったため、その点を鑑みて、情報連携を可能とすることはどうなのだろうかと考えている。数が多い労災であっても、おそらく対象となるのは3桁の数字の世界だろうと思っているが、このあたりの状況、コストと実際に得られるベネフィット等を考えていく必要があると思っている。そもそもシステムがないところで、情報連携のためにシステムを組むということは、さすがになかなか難しいだろうと思っており、それ以外についても、全体としてコストに見合ったベネフィットが得られるかどうかというあたりも含めて、慎重に検討していく必要があるだろうと思っている状況である。

(高橋部会長) 国家公務員災害補償の方は、システムはあるのか。

(厚生労働省) 当方が聞いているのは、国家公務員災害補償法による障害年金は、システムには依らない方法で管理をしているということである。非常に数が少ないという状況であるため、紙で管理していたり、あるいはパソコン等にデータが入っていたとしても、費用計算ソフト等で管理しているのではないか。

(高橋部会長) 難病ということの項目がないということか。

(厚生労働省) その中で難病も判断できるかと思うが、当方が聞いているのは、障害年金自体が全体で600人に満たない数の支給数になっているということであり、この中で、おそらく難病のリスクからすると、1人とか、せいぜい3~4人ぐらいの人数が難病の対象者になるだろうと推計されている。

(高橋部会長) それは災害補償の対象人数か。

(厚生労働省) 国家公務員の世界の中の難病対象者、今回の制度の対象者はその程度の数になると思うので、そういう中で、現在、システムがないものを組み立ててそれを情報連携していくことを、どうしても対応しなければならぬ状況か考えると、なかなか難しいのではないかと考えているところ。

(高橋部会長) 災害補償そのものはシステム化されているのか。

(厚生労働省) これも各省庁で認定の事務等をやっていると聞いている。

(高橋部会長) では、個別のシステムで管理しているということか。要するに、作業をする上で、全体としてのシステムはないということか。

(厚生労働省) 連携するシステムはないと聞いている。

(高橋部会長) これは申請に係る事務なのか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 今は、システムをきちんと整備していこうというのが全体の政府の方針だと思うが、そこはやはり、システム化していくという話は、本件提案についてはないということなのか。

(厚生労働省) 現状では聞いていない。

(高橋部会長) 事務局、いかがか。システム上の問題があるという話だが。

(浅野参事官) 関係府省と調整を進めていきたい。

(高橋部会長) 障害年金については少し実態を踏まえて、また分析させていただきたい。

(磯部構成員) せいぜい3~4人の、その程度の小規模な人数が対象ということで大がかりなシステムの対応は困難だということを正面から言われると、それは結局、年金の種類によって取り扱いが変わってもよいということになり、病気の方にしてみれば、随分不合理な扱いではないかというのが率直な感想である。

(厚生労働省) 誠に申し訳ない。不適切な発言だったと思う。しかしながら、現状でも、おそらく障害基礎年金の受給者のうち、難病患者が入っており、かつその大多数を占める国民年金については、既に連携の対象になっているという状況のもとで、どこまでのものをシステムとして整備して制度にのせていくかということだろうと思っている。そういう中で、難病の方、あるいは地方公共団体の事務を考えれば、もちろん連携情報にのせたほうがいいということは当然ではあるが、ただ、全体の保険制度の管理ということを若干離れた形でシステム化していくということについて、コストをかけてシステム化していくことについて、合理性があるかどうかということは、当方としても確認していく必要があると思っているので、そういう観点から申し上げたということである。言葉が足りずに申し訳ない。

(大橋構成員) 私も、ここのところの説明は、市民に対してどうなのかと思ったところである。障害等ハンディキャップがある方に対して、結果的に申請事務の負担を、それ以外の方よりも重いものを残すことになるということと、たとえそれが人数の問題だとしても、当事者からみたら、自分がどのグループに属しているかということは全然関係ない話で、しかもマイナンバーという仕組みを使って電算化されていく中で、マイナンバーを使えば、こういう便利なことがあるという形で始まった制度の下で、利用者の多寡によりその制度から抜け

るといことは、正面から説明しにくいところがあるので、そういうところも詰めていただきたい。数字のことは分かったが、検討いただければと思う。

(厚生労働省) 大変失礼した。こういう場なので、当方の業務的な考え方について説明させていただいたが、そういう意味で、マイナンバー制度、あるいはそれを活用される方について、疑念を持たれるようなことがないよう説明をさせていただく形で進めていきたい。

(高橋部会長) 療育手帳の関係であるが、説明にあった地方公共団体の67という数はどういう分母か。

(厚生労働省) 都道府県と指定都市の数を合わせて67である。療育手帳の事務は都道府県と指定都市で行っており、そのうちの10ということである。当方としては、説明や通知の発出を行っているが、数が増えていないということで、引き続き頑張っていかなければいけないという思いを強くしているところ。

(高橋部会長) 十分な整備に向けて、条例整備の働きかけを是非引き続きお願いしたい。

(厚生労働省) 御提案いただいている地方公共団体の趣旨も含めて、しっかり説明して、他の地方公共団体もそういうメリットというか、良いということを理解していただかないとなかなか進まないと思うので、それに向けた最善の努力をするということだと思ふ。関係府省とも連携して、これからも引き続き取り組んでいきたい。また、条例を制定した地方公共団体の数のフォローアップについてもやっていきたい。

【措置入院患者等の費用徴収事務について地方税関係情報を追加】

(総務省) 地方税法上の守秘義務の取扱いについて、確認的ではあるが、資料4の1ページ、1枚紙で整理させていただいている。地方税法上の守秘義務が解除され、情報連携が可能となる場合については2つのケースがあり得る。地方税情報を提供する当方の側としては、この2つのケースに当てはまるように、まずは所管省庁の方で対応を検討していただきたいと考えている。

その上で申し上げますと、資料4の(2)に記載されている、申請に基づく事務であり、本人の同意があるケースについて指摘を受けていたと思うが、やはり申請に基づかない事務というのは本人の意思に関わりなく実施される事務であり、言葉の使い方が正しいかは別であるが、不利益的な処分を行う事務であるため、仮に当該事務の対象者の同意を得た場合であっても、情報照会者である地方公共団体の担当部局を通じて地方税部局に照会が来ることとなるため、地方税関係情報の情報連携の可否について適切に同意を得られたのかが地方税部局において判断できない。地方税部局としては、照会があれば、状況が分からない中であっても答えざるを得ない。このように、照会に対して機械的に答えていくということになってしまうのは、地方税法上の守秘義務という観点からは問題があると考えている。

このため、まずは、この資料で言うところの調査権限等を事務の根拠法律で規定することについて、厚生労働省で検討すべきではないかと考えている。

(高橋部会長) まず、徴収基準の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に変えるということには、法的な障害はないように思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 徴収基準の変更についてご指摘があったが、現在措置されている方の費用負担への影響や、あるいは地方公共団体において課税階層区分というものがあると思うが、認定事務への影響等、そのあたりについても検討していかなければいけないことと、それに併せて地方税法における対応というものも踏まえながら検討していかなければいけないだろうと考えている。

(高橋部会長) そこはできれば両方、別々にきちんと検討することが必要である。回答のうち、1については、できるものであればできるということで、はっきりと方針を出していただいたほうが当方としてはありがたいので、そこは先行して実現できるものはしていただきたい。

(厚生労働省) 回答の前段のところについてだと思う。できるとまでは現時点では言い切れないものがあるが。

(高橋部会長) それは回答の2がクリアできればできるということか。

(厚生労働省) 結論から言うと、物理的には決してできないわけではない。基準を所得税から地方税に変更したときの影響がどうなるかとか、過去に徴収基準を変更した事例が他の分野でもあったかと思うので、そういうものも検証しながら、影響を見ながら、やれるならやるという話であり、大変そうだというのであれば、どのように対応するのかということを考えるということになると思う。できるとまでは言いにくいですが、決してできないわけではないとは思っている。

(高橋部会長) 質問検査権の話となるが、基本的にこれは、地方分権の提案募集への対応とは関係なくあったほうが良いと思うが、そこはいかがか。やはり実態把握のためには質問検査権はあったほうが良いのではないか。

事務執行上も必要だと思う。この提案への対応をどうするかという問題だけでなく、基本的に必要なのではないかと思う。

(厚生労働省) それはこの精神保健福祉法だけの問題ではないので、他の仕組みも含めて考えていく必要があるだろうと思っている。

(高橋部会長) 担保措置については、これは必ずしも罰則でなくてもよくて、ある種の経済的な負担でも担保措置になり得る。例えば、負担料において、実態の把握に応じない場合には負担をさせるというような形での担保措置もあり得ると思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) その点については、以前から御指摘いただいていたかと思うが、それも含めて法制局にアドバイスをいただきながら、どのような考え方の整理ができるかということと相談しているところであり、もう少しお時間をいただければと思う。

(大橋構成員) 先ほどの質問検査権の件だが、今回、地方税関係情報についての情報連携を行う上では、質問検査権や担保措置といったきちんとしたベースが個別法に規定されている事務でないと、情報連携により情報を取得することができないという、ある意味で非常に基礎的なところを求めているわけである。マイナンバーのような仕組みができたのであれば、市民の負担等も考えて、それにのれるような仕組みづくりをするという要請が最近出てきたということが一つあり、それとはまた別に、行政領域で、やはり行政事務を進める上ではきちんとした事実をベースにして、それが確認できない場合にはそれを確認できることを担保する必要がある。質問検査権を設けたからといって、何かそれが恣意的に乱用できるわけでもなく、乱用に対する制約については、今、一定の法理がある。質問検査権と担保措置を置いて、そういう事務ベースのものをきちんとやるという見直しを、今回の提案を契機として求められていると思う。こういった2つの方面から、法システムを現代的な観点に基づき見直しできないかという要請であると受け止めて、是非、積極的に検討いただければと思う。

(厚生労働省) 御指摘については理解した。そこも含めて整理していきたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでには結論が出るのか。2次ヒアリングにおいて、法制局との調整結果について説明いただきたい。

(厚生労働省) 今の段階では、いろいろ法制局とやりとりさせていただいているところ。できるだけ結論が出るように頑張りたい。

(高橋部会長) よろしくお願ひしたい。

<通番 51：通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し（内閣府、総務省）>

(高橋部会長) 若干残念な結果である。今、個人的に気がついたので、通知カードやマイナンバーカードについては、まだ普及率というか、取得率はそんなに高くないというところか。

(総務省) 通知カードは全ての国民に配布している。マイナンバーカードについては、現在申請数が約1,450万枚ということで、実際に交付されているものが約1,200万を超えたところであり、全国民の1割弱という状況である。

(高橋部会長) 通知カードに追記するのではなく、マイナンバーカードを交付する時に、最新の情報をマイナンバーカードに正しく記載するという方法で対応することは可能ではないか。

(総務省) マイナンバーカードを交付する時に、通知カードは返却していただいております。マイナンバーカード交付後はマイナンバーカード自身が本人確認書類となる。マイナンバーカードには、氏名、住所、性別、生年月日、この4情報を正確に記載することになっている。

(高橋部会長) 承知した。誤解があり、申し訳ない。

(大橋構成員) 昨年議論した時には、追記事務を行った方が良いに決まっているということは重々承知したのだが、他方で、提案団体を中心にして、地方公共団体の窓口では相当な混乱があり、大変な事務処理量となっていることを具体的な数字で提示され、こんなに事務が増えるのであれば、追記を行うことのメリットと比較しても、追記事務を諦めてでも事務負担を減らした方が良いのではないかという議論があって、今日につながっているという認識である。現場の混乱については、昨年やマイナンバー制度の開始時と比べて変化があったのか、また地方公共団体の負担を軽減するために、何らかの手当てが地方公共団体に示されているのかという点についてご教示いただきたい。

(総務省) 一昨年、昨年は、2回、3回とマイナンバーカードの交付と通知カードの住所変更に係る追記事務の

繁忙期が重なったため、窓口が非常に混乱したと聞いている。一昨年10月からマイナンバーカード交付申請が始まったのだが、当時は1日に20万枚もの申請があるといったように、ものすごい数の交付申請があり、そのためのマイナンバーカードの交付事務と、住所変更に係る追記事務を同時に対応する必要があり、それに加え、住所変更に伴う大量のデータのやりとりや、システムトラブルもあった。この点は、当方としても大変反省をすところであるが、今年については、地方公共団体における職員が事務に慣れたことと、昨年のような大量の交付申請がなくなったこともあり、窓口で混乱が生じたり、事務が停滞したという話を特段聞いていない。

(高橋部会長) マイナンバーカードの使い勝手の良さということに関連して、ワンストップサービスのような話があると聞いているが、検討状況はいかがか。

(総務省) マイナンバーカードのICチップに公的個人認証という仕組みが入っており、これで厳格な本人確認が可能であるので、これを用いたマイナポータルという仕組みを今年7月から試行運用している。マイナポータルについても秋には本格運用となる予定であり、特に子育てワンストップサービスについては、マイナンバーカードによりマイナポータルを通じて申請することにより、地方公共団体の窓口に行かずとも、保育所入所申請等ができるといったサービスである。そのような形で、事務の負担をできるだけ減らす。それは役所の窓口の方々の負担を軽減することとなるため、これからも積極的に進めてまいりたい。

(伊藤構成員) 繰り返しの確認となるが、提案があった趣旨というのは、追記に係る事務に大変な負担があるということではあるが、個々の申請事務において住所変更を確認することと比較衡量して、やはり追記事務の方が負担が大きいのではないかという地方公共団体の側の懸念があつてのものと理解している。総務省からの説明のとおり、地方公共団体の理解を得て進めているとすれば、現時点での見通しとして、個々の申請事務において住所変更を確認することの事務量に比べて、追記事務を行うことの手数量の方が相対的にようやく落ち着いてきたという認識で良いのか。また、地方公共団体の側もそのあたりの理解が進んでいるのかということも、改めて確認させていただきたい。

(総務省) 地方公共団体における住民課の窓口では、住所変更の際等に追記事務が発生するわけだが、住民票に正確かつ最新の情報を記載することが全ての行政の基点である。今回の提案は、ある意味でその基点を乗り越えるものであり、事務が大変かも知れないが、基点をしっかりとやることで、マイナンバーが社会保障・税をはじめ、これからいろいろな広い分野で使われていく中で、通知カードとそれに伴う本人確認書類、これは氏名、住所、生年月日が同一であることを確認することによって、マイナンバー自身の正確性も担保されるということであるため、住民課の窓口にかかる事務量と、マイナンバーを利用する各分野で確認を行うことの手数量とを比較すれば、全体で見ればそこは納得し得る事務量であると考えている。

(高橋部会長) 今、様々な取組、例えばワンストップサービス等について政府として進めていて、マイナンバーの普及というのはかなり根幹的なところだと思うが、抜本的にマイナンバーをどう普及させていくかという戦略はどのようにお考えか。

(総務省) マイナンバーカードは、国民の皆さんにお持ちいただかなければ、なかなか事務効率や事務作業の向上にはつながらない。普及に向けての一番決め手になると考えているのが医療保険の関係で、例えば、病院の窓口でマイナンバーカードのみを提示することにより、3割負担の確認ができる。こういったシステムを、厚労省とも組んで計画しているところであり、こういった普及に向けた取組を着実にやっていくことで、国民の皆さんにマイナンバーカードをお持ちいただく。マイナンバーカードの普及が進めば、さらにそれを使ってまた新たな行政サービスが創出できる。そのような形で進めていきたいと考えている。

(内閣府) マイナンバー制度は、番号そのものの利用と、マイナンバーカードの利用と、マイナポータルという個人向けのサイトを用いたサービスの提供の3つの仕組みがある。番号を利用することにより、行政の効率化や、今まで必要だった添付書類が削減できるため、行政機関間の連携を図るという取組を進め、番号の利用を拡大していきたい。総務省において、マイナンバーカードの利用は、番号そのものだけではなく、内蔵されているICチップの機能を利用して、それを民間にも開放しながら多様な用途に使っていただくという方法を検討している。また、マイナポータルという個人向けのサイトについては、情報提供ネットワークシステムと連携しているものもあるし、それ以外の民間のサービスも含めて連携できるものもある。こういったことによりできる限りオンライン化を推進しようと考えている。この大きく3つの仕組みで利用範囲の拡大を図っており、当方としても、利用範囲の拡大に向けた政府全体の施策を各省と調整しているところである。

(高橋部会長) もしそれが進めば、こういう話もおのずと解消していくと思う。是非よろしくお願ひしたい。

<通番37：土壤汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止（環境省）>

（高橋部会長）法改正により迅速化することだが、依然として届出後、30日間は着工できないことは変わらない。今回の法改正は、リスクに応じた規制をすべきという中環審の答申に基づいていることから、提案内容についても届出対象外とするよう検討すべきではないか。

（環境省）客観的に明らかに汚染がない土地・区域であることを説明できれば、省令に書き込むことができる。しかし、都市計画区域外は絶対に汚染がないと言えるか。また、保安林については、御提案の背景にある調査命令の発出件数も実際あまり多くないとのことだが、都市計画区域外にもあり、保安林であることをもって客観的に汚染がないと言えるか不安なところ。そのため、政令・省令に書き込めるようなグループができれば良いが、なかなか難しいと思いながら検討している。

（高橋部会長）保安林については、客観的蓋然性としては、そこが工場だったとか、その跡地に保安林が植えられ指定されたとか、経験則上、あまり考えられないのではないか。

（環境省）この法律では、自然由来の汚染の拡散を防ぐことも想定している。必ずしも有害物質を使った特定施設だけではない土壤汚染もあることから、保安林だから自動的に届出対象外とはならない。

（高橋部会長）自然由来による汚染の話を書き出すと、本当は届出対象外があり得ないということになり、中環審の答申は空集合になりかねない。

（環境省）中環審では、実際に都市計画区域外では都道府県の調査命令の発出件数がほとんどなかったため、例として届出対象外とできるかを検討すべきとなっている。自然由来の汚染等も含めてどこまで考えるかは、なかなか難しいところ。

ただ、我々も御指摘のようにむやみに調査対象を広げたくはなく、方向としては同じであると考えている。

（高橋部会長）自然由来の汚染については、地層等で汚染の有無を推定できないのか。この場所には自然由来の汚染はないとの判断はあり得るのではないか。

（環境省）地歴を把握している都道府県において、その判断ができるものもある。

（高橋部会長）地域指定をかければ良いのではないか。地歴上は、自然由来の汚染のおそれがないことを示したマップを作成し、そのマップ上の汚染のないエリアで、かつ、保安林の指定地域であれば、届出から除外するという方法も十分あり得ると思われる。

（環境省）それはあり得るかもしれない。先ほど申し上げたのは、アセスの調査結果があることや保安林であることから、届出を除外するのは難しいのではないかということ。

（高橋部会長）それは自治体の御主張である。

（環境省）この土地・区域は大丈夫であるとアプリアリに言えれば、まさしく省令に書きたいと考えている。

（高橋部会長）都市計画区域外より、むしろ保安林のほうが網をかけやすい地域だと思われる。これは現場の知恵で出てきたものであるから、この知恵を吸収していただきたい。そうでないと、これは空集合になりかねない。

（環境省）御指摘のうち、保安林についても今後の検討の参考にさせていただいて、まだ中環審は継続しているので、その中で議論をしていきたい。

（大橋構成員）手続の迅速化は図られたというが、届出後で行う調査を事前に行い、届出後の調査命令のプロセスがなくなるということでは、着工の30日前の届出に係る事務が残るという点は同じである。今回、問題になっているのは、単なる届出ではなく、事後命令制度が伴う届出だが、この審議会の答申の考え方と今回の提案内容とは基礎ではかなり通底するところがある。

都市計画区域という大きな括りで検討しましょうと言っているのであれば、今回提案で出てきたようなものについても、実際に自治体から聞き取り、リスクがどの程度少ないのかをある程度見きわめて、定型的なものを省令に載せていくのだと思う。

同様に、今回の提案にある保安林のほか、他の幾つかの概念を自治体から聞き取っていただければ、経験則・行政経験から、ある程度リスクが少ないものは確定できるので、リスクに応じた規制をかけるという答申の考え方に基づいて、省令に載せられるのではないか。例示である都市計画区域外にこだわらず、提案団体の御意見を聞き、定型的なものは省令に載せていただきたい。

（環境省）御指摘のとおりである。現行では、届出後に汚染のおそれの有無を判断する際に都道府県が持つ知識を使うことになっているが、それを前もってヒアリングで聴き取り、その集大成でできたものをうまく省令に

載せられるかということになると思う。

(大橋構成員) これからどのような御予定で中環審に回されるのか。

(環境省) 省令改正の期限が30年内となっているが、今はまだ第1次施行の部分を検討しており、これから第2次施行の部分の検討を始めていくことになる。法律改正後の第1回の委員会においては、全体の説明と積残しを説明し、第1次施行分については大まかに考え方を御了解いただいたので、この秋ぐらいから来年にかけて、本格的に第2次施行部分を検討することになる。そこで政省令にしていく事項を固めていく。

(高橋部会長) 多分12月の閣議決定には間に合わないが、事務局としてはそれでよいか。

(竹中参事官) 閣議決定にはその方向性が書けると思われるので、それで結構である。

(勢一構成員) 今回の提案にあった問題意識は、中環審を含めて貴省も共有しておられると思うので、ぜひ提案の内容も踏まえて御検討をお願いしたい。特に、例示にある都市計画区域外の土地は、これまでの事例として調査命令が出てこなかったということがベースになっているので、それ以外のところに広げて検討していただくこと自体は支障がないのではないかと。特に今回は、提案団体・共同提案団体からもぜひ情報収集の上、御検討をお願いしたい。

<通番38：国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等（環境省）>

(高橋部会長) 道の駅を設置する場合は、現行の公園計画にある園地事業の附帯施設として、県の権限で執行することが可能であり、公園計画の変更は不要ということで良いか。

(環境省) お見込のとおり。

(竹中参事官) 提案団体が求めているのは、銚子水族館を博物館に変えるような場合であり、その場合も公園計画の変更は不要なのか。

(環境省) 水族館と博物館は別の事業であり、公園計画の変更を伴うため、国の審議会を経て手続をしてもらう必要がある。しかし、提案団体ヒアリングのとおり、道の駅という施設であれば、園地事業の附帯施設としての案内所、休憩所として設置できるため、計画変更は必要ないと考えている。

(竹中参事官) 提案団体ヒアリングでは、一例として道の駅を挙げたまで。提案団体では、既存の施設を他の業態に転用したい場合は、公園計画の変更が必要と考えており、道の駅だけを念頭に置いているものではない。

(環境省) 具体的な計画は詳しく聞いていないが、車道事業・園地事業等の事業で、どういうものが附帯施設で読めるかについては、具体的に施行令で定めている。園地事業であれば、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所等が附帯施設として設置できる。附帯施設で読めれば、公園計画を変更せず県の権限で施設を設置できる。その具体的計画さえわかれば、その範囲内で読めるかどうかは柔軟に対応できる。

(高橋部会長) それはそれとして、今、博物館に変えるには公園計画が必要とのことだが、なぜ障害になるのか。

(環境省) 利用の実態・動線、公園の性格等を勘案して、公園内にどういう利用施設を設置するかを計画していく。水郷筑波国定公園は海沿いであるから、水族館であればまさに海辺の施設としてふさわしい事業になるが、博物館であれば海辺である必要はなく、また動物園でも海辺である必要はないため、事業の種類によっては計画の変更が必要になる。

(高橋部会長) 公園全体の効用・利用価値を高める観点から、公園の施設を位置づけるという理解なのか。

(環境省) お見込のとおり。公園の利用のための施設計画であるため、公園全体の中で、利用拠点の位置、施設とのつながりや動線、歩道・休憩所の要否など、公園全体を見渡して計画を策定する。特定の場所だけではなく、公園全体の計画の中で考えていくことになる。

(高橋部会長) 問題の水族館は、国の補助を受けずに、民間事業者が設置した施設である。要するに、既に建物は建っているので、他の業種に転用したとしても、公園の環境にマイナスにはならない。公園事業に100分の45の補助を行っているのであれば、国が関与するのも当然とは思いますが、国費による補助がなく、かつ、環境にマイナスの影響がないところについてまで、公園計画に位置づけて、計画変更が必要というのは、過度な関与ではないか。

(環境省) 公園計画は、公園全体を見渡して、その場所にふさわしい事業を計画するものであり、それしかできないのではない。施設をつくるのも、国費が入る場合と入らない場合がある。国費が入らない場合も多いと思うが、その計画に沿ったものであれば、公園事業として若干緩やかな基準で施設を設置できるというメリットがある。一方で、その場所に博物館を設置していけないわけではなく、公園計画にないものであれば、個別の

許可により設置していただく。その場合は、建物の高さなどは厳しい基準が課せられることになるが、あくまでも設置できないということではない。したがって、公園計画を変更せずに、別途、許可手続を踏んで博物館をつくる方法はある。

(高橋部会長) 千葉県は、投資の見通しが立たないために事業者が二の足を踏んでしまったことが支障となっている。つまり、国により公園計画の変更を決定してもらわないと事業計画が確定できない。このように不安定な見通しのため、企画段階で断念してしまっているが、その点は、どのようにお考えか。

(環境省) 公園計画の変更手続については、一連の手続に最低半年かかるが、どんな計画変更であっても半年と大体決まっているから、それを見込んだ計画的な投資ができる。しかもその期間は申請をしてから決まるのではなく、あらかじめ半年という形でどんな案件でも運用している。審議会は年に春・秋と毎年2回ずつ開催しているから、どの時期のどの審議会にかけるとかを計算して、事業の進行はできるため、計画的な投資ができないことにはならない。

(伊藤構成員) ただ、民間の事業者の側からすると、半年かかるといっても、その結論自体が確定するわけではなく、必ずその事業内容が認められるという100%の保証はない。例えば、審議会で附帯意見がついて、追加の投資が求められる可能性もある。そういうところで進出するのは非常に難しい。仮に今のままでは事業ができないとなると、そのまま施設は残されて、事業者が撤退して、公園全体の効用としても非常によくない可能性が出てくることになる。環境省として最初の公園の計画を大きく変更しないと言えるものについて、もう少し確定的な見通しを持たせてほしいというのが、提案団体の提案の中身だと思う。半年の手続きは民間の感覚からするとすごく長いし、かつ不確定だと言わざるを得ない。

(環境省) 半年は手続に必要な期間だと思っているが、公園計画の変更は、審議会にかけの前に、実際に現地を見て、計画内容のすり合わせを行った上で判断することになる。そのため、審議会にかけてみないと変更の可否がわからないのではなく、ある程度変更の見込みがあるものとなっているので、柔軟に対応できる。また、附帯施設として幅広いものを認めているため、現地で計画をお聞きし、附帯施設として現行の公園計画の中で認められるか相談をいただければ、大体答えられる。

(大橋構成員) この園地事業と附帯事業の柔軟な運用をお聞きすると、今回の提案内容も本当にあと一步のところだと思う。公園計画に位置付けられると、この配置で水族館等の公園事業となる施設を置くことが公的に認証されていることになる。法施行令に挙がっている各施設、例えば博物館が水族館と並んでオーソライズされていることから、この公園にはこういう施設を置くことが標準的に許容されていると考えると、附帯事業の範囲からは外れるとしても、同じ事業主体が、施設の配置を変えないで、博物館を実施するというのであれば、先ほどの附帯事業の幅で柔軟な運用を行っているのと同様に、計画変更を必要とする変更に加えて、それを必要としない軽微な変更という概念をつくった上で、その運用の中で、ある程度近接した施設については、事情によっては入替えを認めることができるのではないか。

特に国定公園に係る観光誘致は自治体の需要があり、環境の変化が激しいため、施設転用の需要はいろいろ出てくると思う。そのような事情もわかった上で、施設の転用を柔軟にさせていただいても良いのではないか。柔軟な運用を認めないと半年かけて審議会にかけると時間がかかることになるが、逆に、それほどの時間をかけて審議会が何を審議するのか。あらかじめ既に公園計画の要素として認めたところは、計画変更にあたり審議会で諮ることはないと思う。そうすると、個別に貴省とぎりぎり調整するのもやり過ぎのような気がする。施設の転用にあたり柔軟な運用を少しお考えいただければ、この提案は通る気がするが、いかがか。

(環境省) いずれにしても、この附帯事業で相当幅広く読めると思う。

(大橋構成員) 今の附帯事業の運用では、博物館だったら博物館の附帯事業として設置できるという施設単位で認めるものである。これは、施設自体の範疇から外れるものについても、今までの経緯とあわせれば、貴省が審査する上での環境へのリスクが限りなく少ないとして設置を認める運用に踏み切っている。そうだとすれば、施行令1条の同じ号に並んでいる、博物館、水族館、植物園については、新たなファクターが出てくるという気もしないので、これらの施設自体がある程度附帯施設と同様の形で設置を認めることができるのではないか。

軽微な変更と審議会にかけると変更を二途に分けて、現場を考慮して負担軽減をするという行政の方法もあるので、大きな括りで権限移譲等をしなくても、現行法制の中で折り合いをつけることができるのではないかとと思う。

(環境省) 軽微な変更とは、どういう基準なのか、にわかにはイメージが湧かない。

(大橋構成員) 施行令1条各号の公園事業の並びで、例えば、位置を変えないとか、規模を大きく変えないとい

うものが軽微な変更のイメージである。

(環境省) 施設の位置や規模も変えないのであれば、まさに県単独で対応できると思う。今回の案件も、県の自然公園部局が見れば、現行のままでも対応できると判断するのではないかと思う。観光部局から自然公園部局に相談をいただければ、比較的柔軟に運用しているので、現時点で対応が可能だとは思っている。

(高橋部会長) 先ほどは博物館に変更すると変更手続が必要とおっしゃったが、大橋構成員がおっしゃったように、少なくとも既存の施設と同じ種類の施設へ転用する、かつ、規模も大きくなり、自然環境に影響がない場合には、軽微な変更として計画変更の手続を不要とするといった通知を出していただくと、非常に事業者としてはやりやすいのではないか。

(大橋構成員) 本日、私はこの附帯事業の運用をかなり柔軟にされていると聞いたが、その認識を自治体の皆さんはお持ちなのか。千葉県は、現行法で対応できないと認識されたから法律改正の提案が出てきている。そうすると、ましてや市町村等の小さな規模の自治体まではなかなか伝わっていないような気がするので、あわせて周知を図っていただく必要があると思う。

(環境省) 少なくとも自然公園部局はよくわかっていると思う。県庁の中で観光部局と自然公園部局の間で意思疎通が足りていなかったのかもしれない。

(高橋部会長) では、軽微な変更の場合に柔軟な運用をすることの可能性については御検討をいただき、また事務局を通じて調整の上、2次ヒアリングまでに少し結果を出していただきたい。

<通番 18：喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲（厚生労働省）>

(高橋部会長) 登録事業者は、どのような業務を行うのか。

(厚生労働省) 特別養護老人ホームや介護施設においては、原則、喀痰吸引等の医療行為は看護師しかできなかったが、看護師が不足する一方で、痰の吸引を必要とする高齢者が増えていることから、介護職員でも喀痰吸引等の業務が可能となるように制度を改正した。

したがって、認定を受けた介護職員のみ喀痰吸引等の業務に従事することができるので、認定を受けた介護職員がいない事業所については、看護師が従事することになる。

(高橋部会長) 提案は介護事業所に限定したものとなっているが、介護事業所以外では喀痰吸引等の業務に従事することはないという理解で良いか。

(厚生労働省) 登録事業者については、介護事業者を想定している。提案は、登録事業者の登録の事務を指定都市に移譲してほしいというものである。

(高橋部会長) 特定行為業務従事者の認定、登録事業者の登録、登録研修機関の登録の事務を一体的に都道府県で実施することが適当という説明があったが、他方、介護事業所に対する監督権限を指定都市が有していることから、どちらの一体性を優先するかという政策論になってくると思うが、その認識で良いか。

(厚生労働省) 介護事業者の指導監督等は、指定都市が行っている。

(高橋部会長) そうすると、どちらの一体性を優先するかという話と受け取ったがどうか。

(厚生労働省) 広島市からの要望の趣旨と具体的な支障事例によると、喀痰吸引等の業務に従事することができる職員かわからないため、県と一緒に検査に入らざるを得ないとのことであり、また、制度の改正による効果として情報の一元化が図られるとのことである。

提案については、初めていただいたものなので、これから検討する必要があると思うが、認定を受けた介護職員の情報については、県だけでなく、事業者も有しているため、権限を移譲しなくても別の方法で共有することが可能ではないかと考える。

特定行為業務従事者の認定、登録事業者の登録、登録研修機関の登録の一連の事務については、県が行っているため、登録事業者の登録のみ移譲するのは、事業者側にとっても不都合が生じる。また、全体の業務の流れからも、一部の事務だけ切り離すことは難しいと思う。

(大橋構成員) 事業所の監督を行うにあたっては、当然、対象者がどういう者かわからないと的確に監督できない。広島市の提案のベースには、登録事業者の登録事務の権限が移譲されると登録を受けようとする事業者がどのような資質や資格、施設を持っているのか確認できるということもある。そうすると、登録事務の権限と監督権限の両方を指定都市が有することは、十分合理性があることではないのか。

当該制度は、平成 28 年から始まったものであり、まずは制度を浸透させたいとの説明があったが、指定都市に移譲することで事務の担い手が増えるため、移譲しない理由はないと思う。特定行為業務従事者の認定、登

録事業者の登録、登録研修機関の登録の一体性がどうしても重要ということであれば、3つの事務を合せて移譲することはできないのか。

(厚生労働省) 仮の議論ではあるが、将来的に制度が安定してきた場合には、この3つをセットで移譲することを否定するものではないと思う。ただ、制度がスタートしたばかりであり、制度の構築までには、様々な議論を行い、法改正を経て、県で実施することになったので、現時点での移譲は極めて難しいと思う。

(高橋部会長) 介護事業所の監督権限との一体性を重視していただきたいと思うが、一方で先ほど情報の共有についての話があったが、情報の共有によって本当に代替できるような十分なものになるのかどうか、事務局を通じて提示いただき、その上で第2次ヒアリングを実施したいが、事務局はそれで良いか。

(林参事官) 承知した。

(高橋部会長) 提案団体の支障を十分に解決できるものであるか検討させていただき、不十分な場合は、もう一度検討いただくという段取りで進めていきたい。

(大橋構成員) 先ほど、将来的な移譲を否定するものではないとの説明があったが、厚生労働省が特に年数をかけて確認したいことは具体的にどのようなものか。確認したい項目の整理をしていただきたい。

(厚生労働省) 分権室を通じて広島市に確認したところ、広島市においては、登録事業者の登録に係る事務のみ移譲してほしいということである。3点セットで移譲することについては、3つの事務を一緒に実施する上で課題を整理していかないと、おそらく受け手側の自治体も受入れが難しいのではないかと。

また、都道府県からは、登録事業者の登録に係る事務のみを移譲することは、事務が煩雑になるとの意見がある。このように都道府県や市町村によって様々な意見があるので、施行状況を見ながら進めていくほうが良いのではないかと思う。

(伊藤構成員) 現在、介護事業所に対する監督権限は指定都市、中核市が有している。逆に言えば、指定都市、中核市以外は、都道府県が一元的に喫煙吸引等の事務と介護事業所の監督業務を行っているが、一元的に実施している市町村と、別々に実施している指定都市、中核市の状況を比較し、検証していただきたい。もし弊害があれば、むしろ介護事業者の監督権限を有している指定都市に一元化した方が良いという判断が出てくるかもしれない。

(厚生労働省) まだそこまで制度が普及していないので、明確なデータとして示すことができるかわからないが、指摘いただいた点に留意しながら進めていきたい。

<通番 19：介護福祉士試験の受験資格に関する見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 実務者研修の受講時間については、長い時間をかけて議論を行い、また、様々な意見を踏まえて450時間になったとは思いますが、平成29年1月に実施された介護福祉士試験の受験者数が前年に比べてほぼ半減している。提案団体としても受講時間20時間の削減を提案しており、将来的には見直しもありうると考えるがどうか。

(厚生労働省) たしかに受験者数はかなり減少しており、その理由はいくつかあると考えている。

まず、実務者研修が始まったばかりで、研修を修了しないと受験ができないため、まだ受験に至らない方がいる。また、厚生労働省として、実務者研修に係る支援策の宣伝不足もあった。具体的には、実務者研修の受講費用を貸し付ける制度があるので、もう少しPRしていきたい。

しかし、介護福祉士を中核的な立場に位置付けるということを踏まえると、介護福祉士養成施設での教育内容とバランスをとった実務者研修の教育が必要であるという議論があることから、実務者研修だけ受講時間を短くすることは到底できない。また、20時間の削減という提案についても、どういうカウントで20時間なのか、理解しがたい。

(高橋部会長) 20時間の内容は調べたか。事務局は20時間の内容を厚生労働省に伝えているか。

(林参事官) 20時間の内容については、提案団体提出資料のなかに記載がある。参考資料1の49ページである。

(厚生労働省) 48、49ページで20時間と記載があるのは拝見した。厚生労働省提出資料の13ページと照らし合わせていただくと、13ページにある一番左の実務者研修のところの「人間と社会」40時間のところの「人間の尊厳と自立」の5時間、「社会の理解Ⅰ」5時間、その下の「介護の基本Ⅰ」の10時間の計20時間を削減してはどうかという提案のようである。

提案理由として、48ページの上の赤いところに「簡素な入門的資格と位置付けられている未経験者が身につける必要最低限の知識・技術と同様の内容」がカリキュラムとなっていると書いてあるが、これは全くの誤解

である。この中に資料はないが、別に入門的な研修があり、入門的な研修で学ぶ研修内容と実務者研修で学んでいる5時間、5時間、10時間は全く内容が違うものであり、比較はできない。

先ほど申し上げたように、私どもの資料の13ページ真ん中の「養成施設ルート」を見ていただくと、「人間の尊厳と自立」は30時間以上、「社会の理解」は60時間以上、「介護の基本」は180時間となっている。こうした時間のうち、実務者研修であれば実務で代替できるものを何時間まで落とせるかということで、ぎりぎりまで落として作ったのが左側の表であって、例えば「人間の尊厳と自立」であれば入門的な監修ではなく、実務だけでは完全に賄いきれない部分を学ぶものであるため、これを全くなすということはありません。

(高橋部会長) 提案団体の書き方も問題だとは思いますが、どのような中身か検証していただけないか。

(厚生労働省) 中身は拝見してきた。

(高橋部会長) カリキュラムか。

(厚生労働省) この資料は昨日いただいたが、これは提案団体の全くの誤解に基づく提案であると考えている。提案団体は、実務者研修は入門研修であると。

(高橋部会長) 書き方はそうであるがそれを何で代替するのか。

(厚生労働省) 資料48ページには、実務経験3年があることから20時間を削減してもいいだろうとの主張であるが、そもそも実務経験があるから、30時間以上のものを5時間に削減している。

(高橋部会長) 先ほど実務者研修がまだ終わっていない方がいるために受験者数が減ったのではないかという話があったが、それが理由でこれだけ減少したのか、私どもは納得できないので、積極的な主張があれば次回までに事務局を通じて主張していただきたい。これは分析していただけないか。

(厚生労働省) それは構わないが、実務者研修の義務付けで受験者数が減少することは当然想定していた。

(高橋部会長) ただ、4年延期している。当初の政策目標に従って、満足いくかどうか検討いただきたい。

(高橋部会長) 時間の関係で②に移らせていただきたいが、経緯としてはいわゆる福祉系高校の認定要件のハードルを上げたのか。

(厚生労働省) 先ほど説明した平成19年改正のときに、3つのルートを一元化するということで、あわせて改正した。

(高橋部会長) 要するに、全部横並びさせるために福祉系高校も見直した結果、単位数が増えた。

(厚生労働省) そのとおり。

(高橋部会長) 提案にある学校の教育内容は検証したか。

(厚生労働省) していない。

(高橋部会長) できれば検討していただきたい。どのような内容でやっているのか、教員の資格や教員歴など色々なことを。

(厚生労働省) 提案団体と接触してはいけないと聞いていたので。

(高橋部会長) 事務局を通じてそちらにお渡しし、実質的同等性を検討していただきたい。

(伊藤構成員) ②について、確かに現行制度上、高校で履修した科目を介護福祉士養成施設で認定することが難しいことは理解できるかもしれないが、このケースの場合、福祉系高校という高卒の方にも一定の資格要件を認めており、介護福祉士養成施設でやろうと福祉系高校でやろうと、同じ科目とみなしているものと私は理解している。そこで、福祉系高校の資格のない高校で履修したかなり高度な内容の科目を認定しないという仕組みを一律に採ることは、あまり合理的ではないのではないか。

(厚生労働省) 冒頭、局長が申し上げたように、福祉系高校は教員要件と施設要件を満たした高校を指定しているという建て付けを採っており、それに基づいたものについては、介護を学ぶ環境が整えられるということで福祉系高校として指定している。

(伊藤構成員) 一般の高校であっても、福祉系高校で提供するレベルの科目、授業時間、内容を提供している場合もあり得るので、一律に排除することは理解に苦しむ。

(磯部構成員) どう読み替えるかということについて、一つ一つ中身を見てやるというのは我々が大学などでやっているときもそうであり、一律に認めないのはどうかと私も思う。

①に戻るが、提案団体の提案の中で医療的ケアを選択制にしてほしいということについては、どう考えているか。

(厚生労働省) 資料50ページの提案だと思うが、医療的ケアについて、以前は介護福祉士の資格に入っていなか

ったが、前の案件の喀痰吸引を普及しようという検討の中で、介護福祉士である以上は医療的ケア、喀痰吸引等ができることは望ましいという議論になり、介護福祉士の課程に医療的ケアを入れようということでカリキュラム改正、法改正を行った経緯がある。実務者研修の医療的ケアを選択制にしてほしいということだが、これは実務者研修からも、あるいは介護福祉士養成施設課程からも実務者研修の医療的ケアを抜くということは政策的に望ましくないと考えている。

(磯部構成員) 今現在は、喀痰吸引できない介護福祉士がいるのか。

(厚生労働省) いる。しかし、今年の介護福祉士試験受験生からは全て喀痰吸引研修課程が入っている。

(磯部構成員) 従前の試験を受けていた方々は喀痰吸引できないのか。

(厚生労働省) そのとおり。

(磯部構成員) 混在しているということか。それは時間をかけて解消していくと。

(厚生労働省) 今後の介護福祉士というのは、医療的ケアができるべきであるという議論がされている。

(磯部構成員) 承知した。

(高橋部会長) そうである以上、何か追加的な研修をやらないといけないのではないか。

(厚生労働省) 実地研修はやらしてもらわないといけないが、それは実務者研修だけでなく、介護福祉士養成の場合であっても同じである。

(高橋部会長) 介護福祉士を上げるということであれば、現在、医療的ケアできない介護福祉士も上げるという追加的な措置がないと、全体の政策目標が達成されないと思う。

(厚生労働省) それが前の案件で説明した喀痰吸引等研修である。

(高橋部会長) それをずっと受けてもらうということか。

(厚生労働省) 従前の試験で介護福祉士資格を取った方はその研修を受けることで喀痰吸引できることになる。

(高橋部会長) 研修受講は義務か。

(厚生労働省) 義務ではない。

(高橋部会長) 従前の試験で介護福祉士資格を取った方をどうやって上げるのか。喀痰吸引等研修を実施するということか。

(磯部構成員) 介護福祉士資格を取得時にはその研修制度がなく、喀痰吸引ができない介護福祉士について。

(厚生労働省) 任意で研修を受講してもらう。

(高橋部会長) 全員に受講させることはしないのか。

(厚生労働省) それは義務ではない。

(高橋部会長) そうであれば、選択制もあり得るのではないか。事務局を通じて選択制の可能性を議論していただきたい。

<通番 20-①: 生活保護制度関連 (厚生労働省) >

(高橋部会長) それでは、引き続き「生活保護制度関連の見直し」について、総務省、法務省、厚生労働省に御意見を頂戴したい。

まず、裁決権限の指定都市への移譲については、基本的に先行して県にするということも考えられるのではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 裁決権限の移譲については、移譲される地方自治体が賛成して、委員の先生方もそれで進むべきだということであれば、当方として特段反対するものではないが、幾つか気になる点だけ申し上げたい。

一つは、通常、指定都市の福祉事務所が処分庁となっていると思うが、その同一主体に近い指定都市が審査請求先となるということで、公正な審査請求になり得るのかという点である。行政不服審査法では処分庁に上級行政庁があるときには審査請求先とすることが基本とされているとも伺っているが、そういうことと見比べてどうなのかなという点などは我々も気になる点。そのあたりはむしろ先生方のほうが御専門かと思うので、よろしく御検討いただきたい。

それから、仮に指定都市を審査請求先とした場合、再審査請求をどこにするかというのも考えておかななくてはいけないのと思っている。

(高橋部会長) 私どもとしては、審理員と行政不服審査会ができたので、公正さという点は、その制度で保証されているのではないかと思う。そういう懸念がなければ、そこは移譲する用意はある、移譲についてそうした

用意があるという理解でよろしいか。

(厚生労働省) もちろん、ほかの都道府県とほかの指定都市と、これは同様に大都市特例を生活保護で講じている中核市をどうするのかという中核市の意見もお聞きしておかなくてはいけないと思うが、そういう関係者の方々が賛成するというのであれば、我々としては反対するものではない。

ただ、法改正が必要である。

(高橋部会長) それはそうだ。

自治行政局としてはどのようにお考えか。

(総務省) 総務省としては、この提案には全く異存ない。

(高橋部会長)

これは、仮に再審査請求先を国にすることはできるわけで、それ相応な特別措置をすることは可能だということではよろしいか。

(厚生労働省) 今、知事が処分したときは、再審査請求先は国になっている。そういうやり方も当然、指定都市が審査請求をした上で、再審査請求を国にするという考え方もあり、都道府県知事にするという両方あると思うので、そこはもしやるとなれば検討させていただきたい。

(高橋部会長) ただ、都道府県にしてしまうと、再々審査請求の議論が出てきてしまうような気がする。そういう意味では、私どもとしては国に1段階でやっていただいたほうが良いと思っている。2段階、3段階と余り美しい制度ではないので、そこは御検討いただきたい。

お呼びしていたのは何省か。

(竹中参事官) 総務省と厚労省である。

(高橋部会長) では、厚労省のほうで、ぜひ御検討をよろしくお願いしたい。

<通番 20-②: 生活保護制度関連 (厚生労働省) >

(高橋部会長) それでは、次に「生活保護制度関連の見直し」、成年後見人による生活保護を可能とするような規定の見直しについて、お話をさせていただきたい。

やはり代理申請という形で認めていただいたほうが、急迫というのがどういう状態なのか。

そういう意味では、意思能力がない場合、その他急迫の場合という話だと、成年後見の方で、成年後見人が明らかにこれは保護だろうというとき、本人の御意思が揺れているようなときに、それが保護を受けられないというのは、ある意味では非常に問題だと思う。そういった意味で、急迫の状態に当たると言っていたらこれは簡単だと思うのだが、そこはいかがか。

(厚生労働省) まず申請が原則であることから、仮にその方が、意思能力が乏しくても、扶養義務者であるとか生計同一の親族がいれば、それは生計同一なので、同一世帯として世帯単位で保護が適用され、世帯そのものがいろいろな義務を負い、調査の対象になる。仮にそういう方がいなくて、保護を要する状態で、かつその方が、意思表示ができない場合には、保護の必要があれば急迫保護ということで保護できると考える。

(高橋部会長) 今回は、今の意思能力がない場合ではないのか。

(厚生労働省) もちろん、成年後見をつけている方であっても、その方が保護を要すると、自分自身では十分な意思の表示が期待できないということであれば、そこは職権で保護することができると思う。

(高橋部会長) では、この場合の提案は、職権でできる事例だという御主張か。

(厚生労働省) 保護を要するにもかかわらず、申請ができない状態で放置することは、行政庁としてはしないと。そこは保護をするという構成であり、職権で保護が可能だと考える。

(大橋構成員) 今、とにかく1フルートを開いていただけた。職権での解釈の可能性があるということをお認めいただいたのは結構だが、ただ、この生活保護法をつくるときに、小山進次郎先生が苦勞されて、申請保護の原則というのをつくられた。

他方で、民事の世界でこういう後見という制度をつけているということをお2つあわせると、申請のルートの方で解釈をするのが筋のような気がする。職権のほうは余りにもテクニカルな気がして、結論は変わらないのだが、整理の仕方としてどうなのか少し疑問である。

(厚生労働省) 後見の方が申請をできるかという問題に関しては、生活保護の世界に入れば、それはさまざまな指導指示の対象にも、調査の対象にもなる。

また、不実の申請に基づいて保護を受ければ、罰則の対象にもなる。そういう特別な関係の中に入ってくる

わけであるから、本当にそれが財産に関する法律行為をする成年後見人の職務としていいのかという議論があるのではないと思う。

(大橋構成員) ただ、保護の実質というか中身が、生活保障で経済給付のところが主になっている。そこを見れば、これは成年後見とそれほどかけ離れたことではないような気がする。そういうさまざまな権限行為を持ち出してきて職権でというのは、要するに、行き倒れとなっているような人を、申請ではなくて待たなしで保護するという仕組みで、そちらのほうで救うというのは、何か技巧的のような気がする。

(厚生労働省) まず、私どもとしては一身専属と考えているが、そういうものが成年後見人の職務に入るのかという問題がまずあると思う。

その上で、もし入ったとしても、私どもとしては、そういう特殊な関係に入ってくるという判断を成年後見人がやることは問題があると思う。そういう場合には、職権で保護をすれば効果としては同じであるので、その方向で対応したいと考えている。

(大橋構成員) 見方としては、特に成年後見がついていないのと同じということか。

(厚生労働省) 生活保護を受けられている方も、いろいろな財産処分の関係で社会生活を送るので、そういうことに関しては当然である。

(大橋構成員) 申請時はどうか。

(厚生労働省) この生活保護の申請に関しては、そこは関係がない。

(竹中参事官) 提案団体は、立法の趣旨からして、申請のほうが先に来るのではないかということである。職権はためられるというのもあるようで、成年後見の申請も検討をさせていただけないかということである。また職権でできるというのであれば、県のほうもなかなかそういうことまではわからないという感じで、共同提案の団体も多かったので、できるということの通知を出していただきたい。

(高橋部会長) 今、職権ではためられると。

(竹中参事官) 職権をすることよりも、まず申請が最初にあるべきだと思い、職権をためらっていたという事実がある。

(高橋部会長) 例えば、行政手続法で、いわゆる申し出制度というものをつくった。申請ではないが、検討義務を行政に課しているという制度があって、要するに、申請ではないので、そういう形で成年後見人が申し出た場合には真摯に検討して、本当にいわゆる職権の状態にあるかどうかを検討して、ちゃんとお返事しますといった制度は考えられないか。

(厚生労働省) それは、今でも事実上はそういうことをやっていたい。

(高橋部会長) こういう声があるので、きちんと制度化するというルートを開くことは考えられないか。

(厚生労働省) 先ほど事務局からあったように、各自治体のほうで、こういう場合に職権保護していいものかどうか悩んでいるということであれば、むしろ我々は通知を出すという方向で検討させていただきたいと思う。そうやって明確にすれば、別に成年後見人の方に何らかの行為をしていただかなくても、職権保護ということで、十分保護できると思う。

(高橋部会長) 何らかの端緒がないと、職権にも行かないのではないのか。

(厚生労働省) 端緒としては、今、実際に成年後見人の方が情報提供するとか、連れて一緒にいらっしゃるといことはあるわけで、それでその保護の窓口が調べているというのが実態である。

(高橋部会長) それでどうかということ自体にも聞いていただいて、私どもとしては、何らかの制度があったほうが風通しはよくなると思う。そこは次回のヒアリングまでに自治体にも聞いていただいて、その上でさらにお願いするかどうか決めたい。

そのような感じで、事務局はよろしいか。

(竹中参事官) 結構である。

(高橋部会長) 一つ的手段として、通知があるということは、どんな形の通知が考えられるのかも事務局に投げ、それを自治体に聞いていただくということをお願いしたい。

<通番 20-③：生活保護制度関連の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 次の「生活保護制度関連の見直し」について、は、私は生活保護を受けている方にまとめて返金するというやり方が、実は乱暴ではないかと思う。まとめて来た方のお金の処理は大変である。まとめて年金をもらった方はそうだと思う。そういう意味では、早く返したいという方がいると思うので、多少上にぶ

れさせるというのは一つあり得るのではないかと思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 質問は、上にぶれるということか。

(高橋部会長) 要するに、多少弾力的に上限額を可能とするということである。

(厚生労働省) この場合は、まず不正受給の徴収金だということを前提としている。

(高橋部会長) しかし、未申告だと不正受給になるのではないか。

(厚生労働省) 然り。この上限額は、生活保護費からいわゆる天引きをするような形で返還を可能にする規定である。そのときに、生活保護費は、基本的にはそれで最低生活費を賄うための費用であるので、その中から、さらに幾ら返還に充てられるかの目安として5,000円ないし1万円というのを示させていただいている。まず、本人に返す意思があり、なおかつその最低生活に支障を生じないということを実施機関が十分判断した上であれば、5,000円、1万円というのはあくまで目安であるので、それより多少、高くても、それは可能であると考ええる。

(高橋部会長) しかし、この通知は条文として目安に読めるか。

(厚生労働省) 一応、おおむねというところである。

(高橋部会長) おおむねは、目安とは読めないのではないか。程度という、せいぜい1万1,000円ぐらいの話にしか、日本語として読めない。

(厚生労働省) 結局、この場合は一般論で示しているのだから、この金額であれば、本人の申し出があれば、一定程度は当然必要であるけれども、本当に生計が破綻しないかという細かい検証までは求めないという意味で一律の数字を示しているのだから、さらに個別に把握していただけるのであれば、それは可能だと考える。

(高橋部会長) その通知のもとで可能だということか。

(厚生労働省) 一応、私どもは可能だと思っているが、不明確であれば、それは検討させてもらう。

(大橋構成員) 今の説明で、前のところの趣旨はわかった。しかし、この通知で先ほどの説明を理解するのは無理なので、新しい状況が発覚したのであれば、それに相応した説明をつけていただいて、何か示していただかないと、これは変わらないのではないか。

(高橋部会長) これは、何年通知か。

(大橋構成員) 平成24年である。

(高橋部会長) 古い通知ではないので、再改正して、少し文言を変えていただくというのはいり得ないのか。

(厚生労働省) 本件も、先ほど紹介した国と地方の実務者協議の中で話題となったことがあり、その中では5,000円程度、1万円程度というのは合理的な運用だ、というような意見が出されていたところ。

(高橋部会長) 要するに、例外を柔軟に認める通知であるという趣旨がはっきりわかるように文言を変えることは可能か。

(厚生労働省) その世帯の生計状況を十分把握した上で、もう少し柔軟に取り扱うということが、今、不明確ということであれば、そこは検討したいと思う。

(高橋部会長) ぜひ、検討いただきたい。

<通番20-④⑤：生活保護制度関連の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 次が④の返還金取扱事務に関する規制の緩和であるが、これはフォローアップ案件でよいか。

(竹中参事官) ④、⑤はフォローアップである。

(高橋部会長) フォローアップについて、今の検討状況はどうなっているか。

(厚生労働省) 配付資料の27ページである。これも、先ほどの国と地方の実務者協議という中で議論の整理をしたものであるが、63条の返還金の保護費からの直接徴収、そして破産債権のときの偏頗行為の否認の例外について課題があるということ、それについて検討するという状況を書かせていただいている。

これも先ほどの生活保護制度の見直しの中で、審議会で年末までに結論を出して、次の通常国会への法律案の提出を目指して作業をしているところであり、審議会の議論の結果を踏まえ、対応したいと考えている。

(高橋部会長) 具体的に言うと、検討する必要がある文言だということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 検討する必要があるというのは、そちらの方向で検討するという意味でよいか。

(厚生労働省) これは地方団体との意見交換の結果であるので、これを今、審議会に報告をしたところであり、この2点について、これから審議会の中で議論を重ねて、結論を得るということである。

(高橋部会長)ただ、これはかなりの懸案事項であるので、前向きに願いたい。どういう検討課題があると思っているか。

(厚生労働省)特に63条は、いろいろな返還金について、その規定をもとに戻しているということであるので、こういう偏頗行為の否認の例外をつくるには、前回の法務省のコメントで、国税徴収、国税滞納処分等の例によるといった租税と同じ取扱いができれば可能とのことであるので、いろいろな債権の中で、どういった返還金まで、そういう規範のもとに置けるかということを検討する必要があると考えている。

(高橋部会長)どのような返還金まで入れるかどうか検討いただくということでよいか。

(厚生労働省)あとは、内閣法制局とまだ十分調整をしていないので、法制面の審査を受けるということである。

(高橋部会長)それでよいか。これは同じようなスケジュールで御検討いただくということである。引き続き、事務局を通じてお願いしたい。

次が⑤の非免責債権化である。これも同じフォローアップ案件でよいか。

(厚生労働省)然り。

(高橋部会長)事務局、いかがか。

(竹中参事官)④、⑤がフォローアップ案件である。

(高橋部会長)これは一緒の取扱いか。

(竹中参事官)今年検討し、結論が出るものである。

(高橋部会長)今、④を専ら議論したつもりだったのだが。

(厚生労働省)まとめて答えていた。

(高橋部会長)今の私とのやりとりは、④が専らであったが⑤も一緒か。

(厚生労働省)⑤も、先ほど見ていただいた資料と一緒に書いている。2つ目の○の2つ目のポツに書いている。

同じスケジュールで検討させていただいている。

(高橋部会長)そういうことで、検討いただきたい。

<通番21：無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長)無料低額宿泊事業については、既存事業者に影響する可能性もあり、悪質な事業者のことなどを考えると、きちんと許認可制にする方がよいと思うが、どのように考えるか。

(厚生労働省)無料低額宿泊所の入居者の中には、独居が難しい方、一定の援助や生活面の支援を要する方が相当程度おられると認識している。したがって、そういった需要がある中で、それを受ける形で無料低額宿泊所や無届の宿泊所が受け皿になっている実態があり、その中に、指摘されたようないわゆる貧困ビジネスがあることも十分認知している。

しかし、結局、需要がある中で人が生活をしているため、許認可制で入口を閉ざしても直ちに解決につながるものではないと考えており、厚生労働省としては、自治体は調査権限に基づいて、現状をきちんと把握し、改善命令を行った上で、処遇に改善が見られなければ事業の廃止を命じていく流れで対応することが適切と考えている。

(高橋部会長)先ほどの介護福祉士と同じだが、経過規定を設ければ許認可制に移行することは可能と思う。廃棄物処理施設の設置について届出制から許可制に移行した例もあり、無料低額宿泊所の規制強化という流れの中で、許認可制への規制強化という考え方も十分あり得るのではないか。直ちに許認可制にすると現場が混乱すると思うが、そういう長期的な方向の下で、届出制から許認可制に移行するという立法政策は十分あり得ると思うがいかがか。

(厚生労働省)現在はガイドライン以上の規制がないため、玉石混交状態である。そういった中で、最初から許認可制を目指すというのは、今の段階では適当ではないと考える。

(大橋構成員)確かに、最初はガイドラインから規制するというやり方はある。しかし、悪質なサービスが提供され、重大事故の事例や、健康や生命が危惧される事例が報告されている状況に至れば、ガイドラインでは不十分なので、許認可制に踏み切るべきではないか。届出制の範疇で規制強化をするのであれば、規制強化後の執行体制を示さないと提案団体も回答に納得できないのではないか。

(厚生労働省)無料低額宿泊所については、現在、厚生労働省で次期通常国会を目指している生活保護制度の改正の議論の中でも大きな論点となっている。具体的には、資料4の24ページ以降にも記載しているように、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議に地方公共団体の代表も入ってもらい議論をしているところ。

これまでの議論の整理を7月にまとめたが、この中の議論として、法令上、行政の改善命令や勧告等の規定がないことが問題であるため、法例上の必要な規定の整備について検討する必要があるという方向性が出されている。こうした議論を踏まえ、現在、資料4の26ページに記載している社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会でも議論を始めているところ。また厚生労働省としても、有識者や現場の意見を聞いているが、「許認可は余りにもハードルが高い」、「規制を強化しすぎると生活困窮者の住む場所がなくなってしまう」といった意見はかなり強い。こうしたことを背景に、先ほど、資料4の24ページで示したように、ガイドラインではなく、法令に基づく最低基準を設けるべきであるという意見が出されており、その方向で法律改正したいと考えている。

(高橋部会長) 届出制から許認可制に移行する際は、既存の届出事業者については許認可を受けたものとみなす規定を設けることもあり得る。過去の規制強化の例も同様であるが、既存事業者については、移行規定によって、まず許認可を受けた事業者としてみなし、その後、悪質なサービスを提供している場合には適切に対処し、無許可事業者については、罰則を適切に適用する。そういった規制強化を行わなければ、今の国民の批判には十分対応できないのではないかと私は思うが、いかがか。

(厚生労働省) いずれにしても、現在、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会に当事者である提案団体の指定都市市長会も参加してもらい議論しているところ。関係者が揃って議論をしているので、その議論を踏まえて対応したい。

(高橋部会長) 検討スケジュールはどうなっているか。

(厚生労働省) 年末までに方向性をまとめて、法案を提出する予定である。

(高橋部会長) 対応方針の閣議決定に間に合うと思うので、ぜひ方向性を明確に出していただきたい。

(厚生労働省) 許認可制まではわからない。

(高橋部会長) 方向性を出していただくということで、許認可制にして欲しいと今お願いしたわけではない。我々も厚生労働省の検討スケジュールを踏まえて、これから事務局を通じてさらに一緒に作業を進めていきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)